

商品概要説明書
(通知貯金)

(平成25年4月1日現在)

商品名	通知貯金
ご利用いただける方	個人および法人(団体を含む。)
期間	期間の定めはありません。(ただし、7日間の据置期間が必要です)
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 50,000円以上 1円単位
払戻方法	解約時に一括して払い戻します。(ただし、解約する日の2日前までに当店に通知が必要です。)
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 解約時に一括して支払います。 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 平成49年12月31日までの適用となります。 金利は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	-
付加できる特約事項	個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	据置期間内に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
貯金保険制度 (公的制度)	保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、JA本支店(所)までお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、広島県農業協同組合中央会が設置・運営する広島県JAバンク相談所(電話:082-545-1601)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会(電話:082-225-1600)を利用できます。ご利用にあたっては、直接弁護士会へお申し出いただくか、上記広島県JAバンク相談所にお申し出ください。 各連絡先は最下部に掲載しております。
その他参考となる事項	-

● J Aバンク広島の各担当部署の連絡先

J A名	部署名	電話番号
広島市	金融管理部 事務集中課	082-831-5920
呉	本店信用部	0823-24-3132
安芸	金融共済部 信用課	082-822-6679
佐伯中央	信用共済部 資金課	0829-39-3212
広島中央	金融部 金融管理課	082-422-2167
芸南	総務部 企画管理課	0846-45-1240
広島ゆたか	総務部 総務課	0823-66-2011
三原	総合企画部 リスク管理課	0848-63-3473
尾道市	総合企画部 企画課	0848-23-3331
福山市	資金部 資金課	084-924-2212
広島北部	総務部 総務課	0826-42-1111
三次	金融共済部 資金課	0824-63-9918
庄原	金融部 金融企画課	0824-72-0382
広島信連	J Aバンク推進部 経営対策課	082-240-0257

● 弁護士会仲裁センター

弁護士会名	電話番号
広島弁護士会	082-225-1600